

1. 議事日程（平成29年第3回北広島町議会定例会）

平成29年9月13日  
午前10時開議  
於 議 場

日程第1 一般質問  
日程第2 議案の訂正について  
日程第3 議案の訂正について

一般質問

《参考》

浜 田 芳 晴 次世代を考える パート19  
次世代を考える パート20  
宮 本 裕 之 有毒生物の周知と対処の徹底を  
「地酒で乾杯条例」を地域経済に活かす努力を  
集落営農の課題と展望は

2. 出席議員は次のとおりである。

1 番 浜 田 芳 晴	2 番 美 濃 孝 二	3 番 真 倉 和 之
4 番 湊 俊 文	5 番 敷 本 弘 美	6 番 森 脇 誠 悟
7 番 宮 本 裕 之	8 番 山 形 し の ぶ	9 番 亀 岡 純 一
11 番 室 坂 光 治	12 番 服 部 泰 征	13 番 伊 藤 淳
14 番 中 田 節 雄	15 番 大 林 正 行	16 番 伊 藤 久 幸

3. 欠席議員は次のとおりである。

10 番 梅 尾 泰 文

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司	副 町 長 中 原 健	教 育 長 池 田 庄 策
芸北支所長 成 瀬 哲 彦	大朝支所長 清 水 繁 昭	豊平支所長 堂 原 千 春
危機管理監 五反田 孝	総務課長 古 川 達 也	財政課長 信 上 英 昭
企画課長 畑 田 正 法	税務課長 浅 黄 隆 文	福祉課長 清 見 宣 正
保健課長 福 田 さ ち え	農林課長 落 合 幸 治	商工観光課長 沼 田 真 路
建設課長 砂 田 寿 紀	町民課長 坂 本 伸 次	上下水道課長 中 川 克 也
消 防 長 石 井 雅 宏	学校教育課長 石 坪 隆 雄	生涯学習課長 西 村 豊
会計管理者 畑 田 朱 美	国土調査事務所長補佐 中 川 俊 彦	

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 松浦 誠 議会事務局 田辺 五月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（伊藤久幸） おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（伊藤久幸） 日程第1、一般質問を行います。12日に引き続き、一般質問を続けます。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて簡潔に行ってください。1番、浜田議員の発言を許します。

○1番（浜田芳晴） 1番、浜田芳晴でございます。次世代を考えるとということで、19と20を通告しております。まずもって、パート19から。次世代に向けて農業は法人化、認定農家へと農地の集積が進んで、大面積の経営になるほど鳥獣被害と草刈りの問題がネックになっておられると思います。まず、ここで鳥獣被害の現状と、次世代でございますので、10年先ぐらいはどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 鳥獣被害の現状と10年後についてというふうなご質問でございます。町全体におきましては、被害は頭打ちの傾向ではございますが、依然として捕獲数及び被害額は相当な数字となっておりますのでございます。10年後ということでございますけれども、お答えについては大変難しゅうございます。がしかし、現在行っております捕獲の推進と防護対策の継続的实施で、可能な限り被害を少なくしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（伊藤久幸） 浜田議員。

○1番（浜田芳晴） 今言われたように、対策をしっかりやっていただきたいと思っております。2番目に、高齢化で捕獲者がこれもだんだん高齢化になっていっていると思っておりますが、このことへの対策はどのように考えておられますか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 高齢化による有害鳥獣の捕獲者の減少というご質問でございます。捕獲者の高齢化による減少というのは大きな課題ではございます。現在、捕獲班の平均年齢は63歳となっております。ただし、狩猟免許の取得に当たりまして助成制度を設けておきまして、若い方も含め、毎年10名程度の免許取得者がございます。有害鳥獣の捕獲に従事される方は若干でありますけれども、増えておるのが現状でございます。将来的には、このような皆様方に

有害鳥獣の捕獲活動に協力をしていただきたいと願っておるところでございます。

○議長（伊藤久幸） 浜田議員。

○1番（浜田芳晴） 今言われたように、捕獲者を育てていく人数は少ないようではありますが、しっかり努力していただいて、このことを啓蒙して、将来につながる方法を考えていただきたいと思います。3番目に、大捕り物の研究をしてみてもどうかということでもあります。町内でもイノシシが出る場所では、あぜが春行ってみたら、なくなるほどおる実態があります。このようなところで、何か大捕り物ができる方法がありやせんやろと思っております。例として、昔、59年ごろに私農業委員やっておりました。この当時、豊平と芸北の境の地方にサルが多く集団で出ておりました。そのころに、同僚の農業委員がこういうこと言ってた。広島の方に出でいくのに野良着を着ていかんと、サルが広島の方へこの家は行ってるんだと察して、冷蔵庫に入っている食料を留守に開けて食べると、こういった被害がありよったわけです。これはうそのような話だが、これ本当の話なんです。そこで、同じように加計町が豊平と隣接している地域で、加計町がどのような方法を取ったのかというのは、その頭の中にとどめておくにして、大捕り物をやっております。それで、加計の境から豊平へ出よった集団のサルを捕まえて、捕まえたサルは、安佐動物園へ行って生活しておるようでございます。そこで、こういうような例を考えながら、イノシシがとれるような大捕り物ができるんじゃないかと思っておりますが、こういうことを一つ企画してみてもどうだろうかというふうに聞いてみるわけですが、どうでございますか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 有害鳥獣の捕獲については、箱わなとかくりわな等が主流となっております。こうした箱わな等を利用するほか農地周辺の刈り払い、固定柵の設置、一斉駆除等を増やして対応してまいりたいと思います。議員のご質問の大きかりな捕獲活動については、さまざまな課題があると思います。例えば人員確保等の問題もあるかと思っております。今後の研究課題とさせていただきますというふうに思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 浜田議員。

○1番（浜田芳晴） 私方法については課題があるというて、大概言うてだろと思っております。それはサルの捕獲するんでも、ネックはいっぱいあったように聞いております。やっぱり生き物を捕るわけでございますので、ここらあたりはしっかり研究して、このことができるように考えてほしいと思います。次に、入っていきます。草刈りは戦後、2種兼業農家が大体この地方の農地を守っておりました。その当時は、不慮の事故がないうちに限って、大概元気な方が家に住んでおられました。そういう事情の中で、やっぱり草刈りは元気な人が平均70aぐらい町内の方が持っておられるんじゃないかと思うんですが、この70aぐらいと、それに隣接している農道、町道を元気な方がやっておられたと。これが私が長いこと農業委員やる中にずうっと見てきた状況であります。だんだんとこれが高齢化になっていき、自分の家では水稲の作付が難しくなって、いろんな方法考えて法人化、認定農家へ農地が集まってる、大面積になるほど草刈りが大変になってくるわけです。このことは、病害虫の予防にはなっても、あまり経営にプラスにならん経費でございます。私もどっちかいうたら、花農家で花の苗をつくっておる農家ですが、大面積を持っております。ハウスの面積が60aあります。棟が25棟あります。これは花の苗をつくっていくんで、やはり草対策として、地面には防草シートが全部敷いてあります。このことによって大面積の草取りを軽減する方法を考

えております。このほか、当然ハウスがあれば、その周辺はハウスが立っておらんところもあるので、この面積は1町6反あります。それから林道、町道、農道が私がたまたま山寄せに住んどったばかりに、3キロぐらいほど守りをさせてもらいます。家の周りが2反ぐらいある。共同のハウスがまた3反ぐらいある。これを防草シートとかいろんな方法をもって、私も日夜やっておるわけです。そこで伺います。除草剤というのは、なかなか賛否両論があつて、あれは反対よという方もありますが、今は高速道路を通ったら、春先にガードレールとか、刈るのが難しいところは、ほとんど今除草剤で処理をされております。このことから考えてみまして、本町でも町に除草剤まけとは言いませんが、まず、どのような除草剤がどういうところにふさわしいかという研究を技術部会あたりでされたらどうかということをもと提案をしてみます。このことについて、どうお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 建設課長。

○建設課長（砂田寿紀） 町道の関係の草刈りということでございますので、建設課のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。除草につきましては、現在もですが、今後もますます課題となってくるというふうには認識しております。先般もありましたが、そのことのため、少ないかもわかりませんが、協議会の交付金などを増やしまして、地元の方に協力をいただいているという現状もございます。それから、先ほどの除草剤の件でございますが、コスト的には、草刈りに比べて優位な場合もあると考えております。ただ、安全性や周辺への影響があることから人が入らないと。誰もが入らないということが前提ということで、一応高速道路では現在使用されているというふうには思っております。確かに私どもも除草剤については非常に興味があります。それからいろんな文献もありまして、国道の管理の観点からも除草の抑制技術に関するような論文なんかも出ておりますので、それらも参考にしながら、今後、全国的な傾向を見て、それから判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 浜田議員。

○1番（浜田芳晴） そのように言われたんで、しっかり研究をしてほしいと思っております。いいことか悪いことか知りませんが、町内、私も除草剤がかかるところをくまなく研究して歩いております。大体、場所も頭に入っておりますが、まず歩道、これに除草剤をかけていただく方が随分おられます。ここのところは草も一つも生えておらん、きれいでおります。人のことについては言いません。それから農林課へ伺います。全国的に今東北のほうを中心にして、山の中山間で高齢化になっているところは、JA主導で、除草剤を散布することを農家に勧められておられるところが現にあります。昨年、佐渡島へ行きましたが、ここには保護しているトキが住んでおります。トキが住んどっても、あぜに除草剤を使用されております。これがええか悪いか、まだわしもよう分からんわけですが、こういう実態がある中で、農地の畦畔を除草剤でやることによって作業の軽減ができるんじゃないかと考えておりますので、このことについて、農林課どのように考えているか、伺いたいと思っております。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 議員ご質問の水田の畦畔等の除草というところでございますけれども、東北のほうではJA主導で除草剤というのを推進しているということでございますけれども、本町においては、畦畔除草については機械による草刈り、それからご質問にあったような除草剤というか抑草剤、こういうものも使われているところがございます。現に今年度ですけども、千代田の法人連絡協議会のほうでは、抑草剤の勉強会などもされておるところでございます。

町といたしましては、推進というところまではいきませんが、各経営者、各法人の経営者、あるいは個人の経営者さんの中で、適切な方法を選んでいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 浜田議員。

○1番（浜田芳晴） 農家に適切な方法を選べうても、農家も研究する時間がなかなかないんで、やはり研究は農林課のほうで、技術部会等でしっかり勉強されて、いい悪いは別問題として、大面積をやっておられる方が経営が成り立つように、このマイナス部分が足を引っ張らんような形で指導していただくことを求めて、このことについては終わります。次世代を考えるとということで、パート20でございます。次世代に向けて、今春の国会で、農業関係の法案が改正されたり、新しく出たり、随分しております。この中で、災害保険というのが新しく出るようでございますが、ここでちょっと災害ということについて、ちょっと触れてみたいと思います。わしもいろんなことを体験してきましたが、47年の災害では、家を全壊しました。豊平では2人、その年に死んでおります。壬生の小学校は運動場まで水が浸かっております。このときにわしが考えたのがこれはちょっと余談ですが、1歳の娘を家に寝させていたわけですが、それだが、これはもうちょっと危ないということで、隣の平たんなところに避難をしておいた関係で、娘もわしも命が助かっております。だけど、災害のときには山のほとりに住んでいる者は平たんへ、川のほとりに住んでいるものは高台にというのがわしの考えでございます。それ以上は、きょうはこのことを言いに来たんじゃないんで。災害ということで、ハウスも6反持ってれば、台風が来るたびにハウス被害を今まで受けてきました。平成3年の19号台風、これは身近の電柱が倒れるぐらい大風が吹きました。私も3反のハウスをこのとき潰しました。このときには広島県がハウス事業ということで組んでいただいたんで、これに乗っかってハウス復興しておりますが、建物はいいにして、今回災害の中で、芸北のトマト農家あたりが内容物について1段、2段は被害がないように見えるが、出荷はできておらんと思う。そのときに芸北のほうで、ちょっとだけ聞いた話ですが、やっぱり内容物の保険というのは高いんです。1軒ぐらい入ってたら収入ありますが、あとの人は入っとらんけえ、やはり保険が出てこない。とにかく内容物については、いろんな制約もあつたり、掛金が高いのがネックになって、今までほとんどの方が入っとらんのじゃろう、わしも入っとらんです。そこで本題に戻りまして、今国会で、所得を補償する収入保険制度というのを立ち上げるそうでございます。共済組合あたりは、ちょっとしたパンフレット配つとるようでございますが、この内容について、農林課どのように考えておられますでしょうか、お聞きしてみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 収入保険制度についてのご質問でございます。現行の農業災害補償制度、農済のやる制度については、自然災害による収量減少というものが対象でございます。価格低下という面については対象外となっております。また、品目についてが限定的でございますので、農業経営全体をカバーしておりません。このことから、今国会で収入保険制度というものが取り込まれるということでございます。この制度は自由な経営判断に基づいて加入できる保険でありまして、経営の発展に取り組む農業経営者のセーフティーネットとして、農業経営者ごとの収入全体を見て総合的に対応する保険制度でございます。収入保険制度の対象者は、青色申告を行っている農業者で、自然災害だけではなく価格低下なども含めた収入減を補償するものでございます。品目の限定は基本的にはなく、ほとんどの農産物をカバーできるように

なっております。加入時には掛け捨てとなります保険料と、任意ですけれども、積立金を支払うこととなっております。なお、保険料と積立金については、国の補助があるとのことでございます。この収入保険制度の加入手続については、平成30年10月より始められます。また、この事務については、農業共済組合が行うというふうに伺っておるところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 浜田議員。

○1番（浜田芳晴） 今聞いても、まだ、わし自身がわかりにくい状況でありますので、共済組合が進めるとは言いながらも、農林課は技術部会を持っておられるんで、その中でJAあたりと一体となって、やはり農家が不利益を見んような進め方というものを作ってほしいと思います。次に入ります。農業も大面積、大規模経営になれば、将来、労力不足が考えられます。これも今国会で農業だけではないですが、企業も労力不足ということもあったりして、農業の場合は、外国労働者は、今まで研修制度に基づいて、研修目的で外国から入ってきたわけですが、これを農家のものが有効に研修もさせながら利用すればいいが、労働だけやらせたりして、そういうところは、研修生と経営主がけんかしたりして問題を起こして、ブラック企業に名を連ねるところも全国でも多々あったように思っております。がしかし、今回は、安倍総理が提案したのは、研修目的で来るのと労働目的で来るのは、もう別個にしようという制度で、まず、派遣会社にこのことを徹底させるという、特区でまず始めるということは今考えておるようでございますが、それ以上の情報が農林課のほうにありますれば、答えていただきたい。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 農業現場における人手不足に対応するために外国人労働者を雇用ということのご質問であるかと思えます。さきの国会において、改正国家戦略特区法が成立しました。内容については、特区に限り農業への外国人労働者の就労を認めるというものでございます。議員のご案内のとおり、これまでは技能実習が目的でございまして、実習させるに当たり、一定の制約があるということでございます。現在のところ、新しい情報というのは得ておりませんが、これからの動きについては注視をまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 浜田議員。

○1番（浜田芳晴） 先ほどのところで言いましたが、私も面積が多い規模の経営を今やっておりません。娘婿に22年度にもう経営権は譲っております。おかげで、わしの考えからいうて、後継者は農業者みずから育てるというのを実践して娘婿に譲って、娘婿も自分がつくった子供を自分の農場で働かせております。幸いなことに、嫁さんももらって、わしからいえば、ひ孫が生まれております。今、わしも69歳です。75歳までは、うちの子供、孫の経営のマイナス部分になるところの草刈りとか周辺の管理というのは、75歳まではわしもやってやろうと考えております。だが75から、年をとってまで、いつまでも、こういうことはやりとらないんです。今から次世代を考えるということでございますので、認定農家とわしは懇談する中で、面積を集めたら、将来は株式会社にせえとわしは言っております。それを聞いた友達らと、75過ぎたら、やっぱりこの制度を利用して、日本の国には、わしが75になっておる頃には、ほとんど草刈るようなお年寄りほだんだんとおらんようになるし、若者は、なかなかそういうようなことに手を出してくれんので、やはり今回国会で成立した派遣法に基づいて、労働者を何人かで共同で雇って有効活用して、マイナス部分の草刈りとか農地の管理をしてもらうよう

なことを考えていきたいと考えております。農林課もせんだって、認定農家のところへ資料出しておるようでございますが、この法律に基づいてということではないが、研修制度をうまく利用したらどうだろうかという研究会が広島のようなパンフレット来ておりますが、現状のことはそれでいいと思いますが、将来に向けて、この制度が、この農村でもうまく利用できるような方法を農林課としてもやはり考えていく必要があると思われまので、このことについて考えていくかどうか伺ってみたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 農業経営の規模拡大や持続性、この面において労働力不足というのは大きな課題であると認識しております。今後さまざまな方策をとっていかなければならないというふうに考えております。そのような中で、今回の改正の国家戦略特区法という中で、外国人労働者の関係の改正があったわけでございますけれども、国家戦略特区については規制改革のいわば実験場であるというふうに位置付けられているとお聞きしております。この規制緩和が有効であれば、今後全国的に波及するものであると思います。町といたしましては、特区で行われている事例、これらの情報収集を行い、労働者の雇用について研究をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 浜田議員。

○1番（浜田芳晴） 今言われたように、特区から、わしが75ぐらいになるときには一般化してくると思われま。現状のことも大切ですが、将来に向けてのことも農林課、それから建設課のほうも、将来に向けて、なかなか草刈りもできにくくなってくるんで、将来に向けてしっかり、このことについて労力の問題と除草剤の問題とあわせて考えていただくことを要望させていただきます。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（伊藤久幸） これで浜田議員の質問を終わります。次に、7番、宮本議員。

○7番（宮本裕之） 7番、宮本裕之です。さきに通告しております大綱3点についてお伺いをいたします。9月定例会一般質問最後となりました。執行部の皆様には大変お疲れのことと存じますが、分かりやすい明確な答弁を期待して質問に入らせていただきます。質問の1点目は、有毒生物の周知と対処についてであります。今年7月、兵庫県の小学生が毒ヘビのヤマカガシにかまれ、一時意識不明の重体になったと報道されました。小学5年生の男子の子が素手で捕まえるときにかまれたとされますが、毒ヘビと無毒ヘビの区別ができていなかったものと思われま。現在日本には、マムシ、ハブと、このヤマカガシが毒ヘビと認定されています。私たちの中学時代には、このヤマカガシは、まだ無毒のヘビと凶鑑ではあらわされておりました。しかし1972年の中学生の死亡事故から毒ヘビと認定され、毒ヘビ以外にもハチや毛虫、ムカデ、ダニなど毒を持った生物は多く存在しております。グローバルな時代になり、セアカゴケグモやヒアリといった外国から侵入してきた有毒生物も命を脅かす危険があります。8月24日、広島国際コンテナターミナル出島地区でヒアリが確認されております。その後、大竹市ではセアカゴケグモも発見されております。今後も各地で発見される可能性はあります。そこで、小学校や中学校において、こうした有毒生物の周知やかまれたとき、刺されたときの対処方法などは指導されているのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 有毒生物にかまれたとき、刺されたときの対応方法について指導しているかということでございますけれども、有毒生物の対応方法については、遠足や野外観察の

ときに事前に学校管理下における事故防止に係るチェック表に基づいて指導しております。具体的な指導内容については、有毒生物の見分け方、あるいはかまれたとき、刺されたときにどのようにするかという指導をしております。その具体的には、すぐに大人を呼ぶ、安静にするということでございます。それ以上のこと、例えば傷口よりも心臓に近い部分を布で縛るなど等の指導はしていないという状況でございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 小中学校では遠足とか野外活動において指導しているとお聞きして一安心したんですが、私、一番問題なのは、このへビは何だってわからない子供は私大半だと思います。大人の人でもマムシとヤマカガシ、そちらに資料出してますけど、ヤマカガシだって、朱色と黄色がまざったような鮮やかなヤマカガシ、黒い、真っ黒い感じのヤマカガシ、マムシにおいても、黒、茶色、朱色と大体3種類ぐらいいます。こうしたこともわかりません。今、インターネットで調べれば、すぐに出てくるんで、やはりこういったへビは要注意だよ、セアカゴケグモとかヒアリはこういったものだよと、特徴がこういうふうにあるんだよという指導は私はしていくべきだと思います。本物を用意することはなかなか難しいと思うんですが、やはり写真でも見せることは必要になってくるんだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 全ての学校ではありませんけども、有毒生物、例えば、マムシ、ヤマカガシ等の写真を廊下に張って、近づかないようにとかいうことはさせていただいております。それからもう一つはヒアリでございますけども、これは最近の文科省の指導によってポスター、あるいはチラシ等配らせていただいて指導しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 何といたっても少子化の時代、子供たちに、伺ったところ、まだ毒へビにかまれたという事例はないというふうに伺っております。今後もそういったことが起きないように、徹底した指導しておいてほしいと要望しておきます。次に、こういった外来種のセアカゴケグモとかヒアリの目撃情報の呼びかけは、町としては、どのようにしているのか伺います。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） セアカゴケグモやヒアリの目撃情報の呼びかけということでございます。町民課からご答弁申し上げます。セアカゴケグモにつきましては、平成24年9月、県内におきまして生息が発見されまして、北広島町におきましては、ホームページ等で情報掲載をし、注意を呼びかけております。また、ヒアリにつきましては、先般報道等で周知されておりますが、本年6月9日に国内で初めて確認をされまして、8月24日、広島県におきましてもヒアリが確認をされております。呼びかけにつきましては、7月19日付で文科省より、県教育委員会等を通じ、学校から児童生徒向けに、ヒアリ注意、の啓発チラシを配布をされております。また、環境省より、人が集まりやすい施設等への周知依頼がございまして、各課関係施設への情報提供を行っているところであります。また、今回広島県内で発見されたことを受けまして、町におきましては、またホームページへ掲載、きたひろネット告知放送で情報提供、注意喚起を行っているところでございます。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 町民に広報紙とかきたひろネットホームページで知らせていると伺いました。



私にこういった情報が入ったんですよ。町内に木材やコンパネ等外国から輸入されている建築資材とか、こういったものの中に紛れ込んでおそれが多分にあるんじゃないかと、こういった業者に対して、もし目撃したら、早く知らせてほしいとかいうような情報提供も必要になってくると思うんです。そこら辺もしっかりやってほしいと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 町民課長。

○町民課長（坂本伸次） 今回、広島市内の港湾の出島のほうで発見されたわけなんです、その周囲、発見箇所の周囲2キロ以内で、また再度調査をされました結果、発見はされなかったという結果を聞いております。先ほど議員のほうからございました木材等の関連の町内企業へということになりますが、港湾関係の事業者等に対しましては、国、県のほうから調査をするようにということは通知はしておりますが、そういった、今回コンテナの中で発見されている状況なので、そのコンテナが何が入っているかというのは、ちょっと承知しておりませんが、そういった関係で、取引等で、もし町内等でそういった企業がございましたら周知をするように、注意喚起をするように、また目撃情報の提供を依頼するように、何らかの形でお伝えしたいなというふうには考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 何としても、先ほど浜田議員も畦畔管理のこと言われましたが、とにかく日本の畦畔もほとんど外来種が占めてくるような時代になってきております。いつどのような状況で、どのようなルートでヒアリとか、こういった毒グモが流れ込んでくるか分からない時代になってきていることを肝に銘じる時代になったんだと思うので、やっぱり注意深く情報提供するように要望しておきます。次に、質問の2点目に移ります。地酒で乾杯条例、を地域経済に生かす努力をということでございます。平成26年3月定例会において、議員発議で、北広島町の地酒で乾杯を推進する条例が制定されて4年目を迎えます。現在はどうでしょうか。町内どこの宴会場においても、この条例を知っている人どころか、行政主催の宴会においても、とりあえずはビールで乾杯ではないでしょうか。これでは、地酒で乾杯条例は、町の条例としての機能を失っているといっても過言ではありません。地産地消という大事なことが忘れられているのではないのでしょうか。本町には現在、地酒と呼ばれるお酒は、千代田地域の清酒老亀、芸北地域2種類のどぶろく、八幡と谷川、また地酒に準ずる大朝のワイン山紫野、豊平のそば焼酎もあります。地元の清酒やワイン、どぶろく等を広く味わってもらい、本町経済の活性化に一役買う目的で制定されたこの条例が、このままでは何のために制定されたのか残念でなりません。千代田地域の上杉酒造が廃業されて、清酒八重の露のファンの懐かしむ声が今も聞こえます。地酒を製造されている業者により一層頑張ってもらうことが本町の活力向上と増税にもつながると考えます。そこで、地酒の販売状況を本町としてどのように把握されているか、お聞きします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 町内の地酒につきましては、現在、清酒、どぶろくの2種類につきまして、3事業者が北広島町産の原材料により町内で製造販売されております。そのほか、北広島町産の原料を使用され、清酒、焼酎、ワインが町外の醸造メーカーにより製造され販売されている状況です。具体的な販売状況につきましては、北広島町の地酒として、町内はもとより、県内外へ出荷されており、インターネットでも販売をされている事業者もあります。出荷量につきましては、事業者等の規模により差異がございますが、全体的な傾向といたしまして

は、横ばい、または多少の減少という状況であるというふうにお聞きをしております。中には経営努力により、本年度は増加が見込まれているというところもございます。そのほか、原材料の確保は難しく、生産が不安定なものもあると把握をしております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 広島県で最初にどぶろく特区をとって芸北の2種類のどぶろくが製造販売されるようになったんですが、伺ってみると、なかなか思わしくないということも聞いております。やはりまず地産地消、これを目指すべき条例をつくった、第2条、町の役割というところをよく読んでいただきたいですね。町は、北広島町の地酒による乾杯と、その普及の促進に積極的に取り組むよう努めるものとする、こううたっているわけですから、やはり町主催の行事の宴会とかパーティーとか、そういったところで地酒で乾杯しないというのは、ちょっと私は、この条例は本当忘れ去られてしまっていると思わざるを得ません。そこで、この地酒のPRについて伺いたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 地酒のPRにつきましては、主に3つの手法で現在実施をしております。まず、パンフレット等によりますPRでございます。北広島町観光プロモーション実行委員会及び観光協会において発行しておりますドライブガイドやパンフレット、情報誌への記事掲載等で地酒を紹介しております。次に、集客施設等において実施するプロモーション活動で、事業者の方に出展していただき、PRをしていただいております。そのほかといたしまして、お土産や商品として活用するなどして、PRを行っているところでございます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） PR方法はさまざまなやり方でされていると伺ったんですが、昨日も同僚議員がPRに対して、聖湖マラソン2000人以上、家族合わせると3000人ぐらい来られるようなところでもしっかりPRしてもらいたい。壬生の花田植しかり、そば祭り、そういったところで、この北広島町の地酒、一回は飲んでみてくださいという、そういうPRをしていること、非常に大事だと思います。その点については、昨日、商工観光課長答弁はされているんですが、袋の中にいっぱいPR物があると逆に重たくて邪魔になる。やはり今年はこのPRをしていこう、地酒のPR、今年はやらせてもらいますよというような絞っていく。今年の聖湖マラソンは地酒宣伝させてもらいますよというような、ぜひとも買って帰ってくださいと、1本飲んでみてくださいというような、そういったPR方法もあると思うんですよ。ぜひとも検討いただきたい。そうした意味においては、乾杯条例、これを職員はもとより町民に周知させていくことが非常に大事だと思うんですが、その点についてお聞きいたします。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） この乾杯条例につきましては、3年前に地産地消、産業の発展、郷土愛の醸成、日本文化の理解を目的として、議会からの発議という形で制定された条例でございます。制定された条例につきましては、行政として広く普及啓発を図っていかなければなりません。当該条例の普及啓発が十分になされてなかったという点を受けとめて、今後議会の皆様方の協力も得ながら、普及啓発に努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） これは商工観光課長の答弁は、町長の答弁だと私は受けとめております。この条例ができたときには、今の副町長はおってなかったわけですが、副町長は、お酒はたし

なまれると思うので、この条例をしっかりと職員に周知していくというお気持ちはありますか。

○議長（伊藤久幸） 副町長。

○副町長（中原 健） あまりお酒は得意ではありませんけれども、職員が会食したりする場合については、そういった地酒を用いるというのも一つのやり方とっております。ただ、職員の間にも、アルコールで苦しんでいるという者もおられるかもしれませんし、一般には、数多くの病院通いをされている人とか、いろいろな方もいらっしゃると思いますので、その辺、いろいろなところで広めたいのは山々ですけれども、そういったところも考慮しながら、地道に口コミでもいいですから、広められるところは広めるというようなやり方のほうがよろしいかというふうには思います。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） そうですね。私もちょっとすっかり忘れておりました。町長もそんなに酒豪ではございません。副町長もそんなに飲まれない。やはり町のトップがあまり飲まれないと、お酒の乾杯条例を進めようというときに勢いが出ません。そうした意味では、職員の中で、お酒を好きな人は、こういう条例を生かそうというリーダーシップを発揮していただく方が、総務課長とか必要なんですよ。企画課長とか。その辺は、これは町長、副町長のかわりに私がやってやろうというぐらい、そのぐらいな覇気を持っていただきたい。そこら辺は強く要請しておきたいと思います。そうした意味において、この飲食店、宴会場において、やはりこうした条例がPRしていけないものかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 議員おっしゃるとおり、この乾杯条例を普及啓発していくためには、直接の発信者でございます飲食店、宴会場の協力を得て普及啓発を図っていく必要があると考えております。今後、そういった事業者の方に協力をお願いしてまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） これ一つエピソードなんですが、同僚に山形議員、司会業されておられます。ある酒造組合の主催されるパーティー、これには県知事やら国会議員も参加されておられるパーティーだったそうです。乾杯の発声をされるのが酒造組合の組合長、さて乾杯に移らせていただきますと、出てきたのがビールだったそうです。これにはさすがに組合長激怒されて、これでは乾杯できないといって、すぐ日本酒が出てきたと。こういうエピソードお聞きしました。やはり日本酒が最近、そんなに日本人がたしなんでない、外国に輸出されるほうが増えているんじゃないかというぐらい、そうした中で、やはり飲食店の宴会、開催する幹事さんとか、その店の人が、この町にはこういった条例がありますから、どうでしょうかという説明していただくぐらいに私はなっていたきたい。そう思っておりますが、どうでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 先ほど申し上げましたとおり、直接の発信者でございます飲食店、それから宴会場の方にまず協力を求めて、そういった条例の普及啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） そうした答弁をいただくと非常にうれしいんですが、やはり北広島町の乾杯条例がありますよというようなチラシをつくって、そういった宴会場の許可が得れば、その

来た人の幹事さんに見ていただく、こういう条例がうちの町にありますよと、できたら老亀で乾杯していただいけませんか、どぶろくで乾杯していただければうれしいんですがということも可能になってくると思います。やはり地産地消、我が町でできたものをしっかり我が町で消費して、売り上げを上げる、税金をしっかり入れる、こういった取り組みが非常に大事になってくると思います。そういったことを切に要望して、次の質問に移らせていただきます。質問の最後は、集落営農の課題と展望についてであります。日本の総人口は、2006年をピークに減少に転じ、超高齢化社会の到来で、労働力の低下が懸念されております。農業就業人口においても1970年半ばには700万人を超えて推移していたものが90年代に480万人に減少し、2000年代に入って、2008年には300万人を割り、昨年2016年の農水省の農業構造動態調査で200万人を割り込んだことが分かりました。農業の衰退に伴い、耕作放棄地が増加し、多面的機能が失われており、この問題がより深刻なのが中山間地域といわれております。広島県においては、集落営農法人を担い手の一つと位置付け、経営力の高い担い手の育成に取り組んできており、2015年3月末現在、257法人設立されております。本町においても32の集落法人が設立されており、水田耕作面積の約30%を担っております。しかし広島県の農業就業者の平均年齢は71.4歳と、全国平均よりも5歳以上も高齢であり、今後も高齢化はさらに進むと考えられます。加えて深刻なのが米価と米の消費の低迷、さらには、平成29年度で終了する米の直接支払い交付金であります。こうした状況の中、水稻を中心に経営展開してきた集落営農、集落法人等に明るい将来が期待できるのか、大きな疑問と不安を抱くものであります。そこで、次の点についてお聞きをいたします。農地中間管理機構による第2次圃場整備がなされる可能性が出てきたと農業新聞等で報道されているんですが、水田面積拡大による作業効率向上への取り組みが今後必要になってくるのではないかと思います、その点についてお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 農地中間管理機構による第2次圃場整備の可能性、必要性というご質問でございます。国は、土地改良法の改正を行いまして、農地の担い手の集積、集約を加速化させるため、農業者から費用負担によらず、小規模な農地を大区画にする基盤整備事業を県営で実施できるように改正を行っております。当町では、圃場整備事業は既に完了しており、整備率は9割に達しておりますので、第2次の圃場整備、これについては現時点では考えておりません。しかしながら、このような法改正、制度改正がございますので、具体の事案が出れば、その時点で適切な対応をとってまいろうと思います。当面は、水田面積拡大による作業効率の取り組みという点においては、地域の中心となる担い手へ農地中間管理機構を活用した農地の集積及び分散錯圃の解消により、作業効率化を図っていただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 農地中間管理機構という組織、これは最初すごく期待されて設立されたとは思っていません。なぜならば、やはりギブアップされる農家が出てくる。そうした農地を農地中間管理機構に預けて、それをさらに使用する人を見つけていただいて、耕作放棄地にならないようにという取り組みで非常に期待していたんですが、現在の状況というのはちょっと違ってきてますね。預けるんなら、使う人を見つけてきなさいというふうになってるんじゃないかと思う。これでは天下り集団からあそこでのうのうと高い賃金をいただいていると。誰だっ

てできるんじゃないかと、ちょっと事務的な処理ができるんなら、中間管理機構の職員ですって。私は、汗水かいてほしいんですよ、中間管理機構の職員には。どんどんギブアップした土地なら、見させてください。さらに、2次の圃場整備の必要性というのは、確かに水田面積の拡大も必要だと思うんですが、これから、これほど米の消費が下がり、人口が減少していく中、2016年6月にも言ったんですが、米とパンの消費が逆転しているんですよ。日本人の主食は、今パンです。多分ここにおられる方も、朝、パンとコーヒー、牛乳とか、そういった世界の方がたくさんおられるんですよ。ちょっとこれ今朝、自動販売機でお茶買ったんです。130円です。これ米を入れると約1合1勺入ります。これが5年前の日本人1日平均食べる米の量だったんです。今、これの8号目ぐらいです。1合です、約。年間56キロ、1日1合ということは、150グラムしか食べない。JAさんが試算されました。出てます。平成29年産米の概算金価格表というのがあるんですが、コシヒカリ1等6200円、あきたこまち、あきろまん1等5700円、これは販売価格はもうちょっと上がるんですが、販売価格に基づいて、この8号目の米、約70円切ります。ですから、お茶がこれだけあれば倍するという事なんです。お茶、水のほうが米よりも倍ぐらい高いということ。それでもまだ日本の米は高いと言われてます。そんなことは絶対にあり得んと私は思います。みんな誰も1日1杯、お茶、コーヒーは飲んでるんですが、その半分しかお米を食べてない。これは自由な食生活になっているわけですから、それは米を食べなさい食べなさいといっても、米がそれほど消費されるわけではありませんが、こうした状況の中で、私は中間管理機構が引き受けた田んぼ、圃場整備によって排水をよくしたりして、畑にするという手も考えられるんじゃないかと思うんです。そして、その排水をよくした畑でキャベツなりトマトなりさまざまな野菜、こういった多角化に持っていく必要をすごく感じるんですが、農林課長はどのように、お伺いします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） まず、中間管理機構のことでございますけども、国の施策として、大きな柱となっております。出始めでございますので、これまでのような貸し付け、相手先がある程度決まり、言い方は適当かも分らないんですけども、出来レース的な内容になっているというふうなことは承知をしております。ただ、このような中間管理機構、これから農地の集積を行っていく上で大変重要な機構であることは間違いのないところでございます。国においては、農地については、ホームページ上で貸し付け可能な農地の表示をするような取り組みもされておりますし、今後、フリーマッチングといいますか、出来レースでない方法での貸し借りが進んでいくことになろうかと思っております。すぐには、そういうことにならないかと思っておりますけども、今後においては、そのようなことも考えておられるようでございます。それから中間管理機構を通じての圃場整備ということでございますけども、確かに米の消費量は全国的に見て、かなりの、数字は忘れたんですけども、かなりの数、年々減少しているという傾向でございます。このような中で、農業経営としてどうするかということになりますと、米だけに依存するというのは、リスクとしては高いと思われまして、そういう中で、野菜とか、その他の作目について取り組んでいくという、ある程度リスクを抱えながらも、そういうところ経営判断で取り組んでいかれることも重要であります。町といたしましても、国県の助成制度等活用しながら、そこらについても支援はしてまいりたいと思っております。米の収入が下がっているというところがございますけども、今年については、議員ご案内のとおり、概算金のほうは少々上がっているところでございますけども、全体的なトレンドを見ても、やはり消費が減少し

ている、需給の感覚からいうと、下げ傾向にあるのは間違いないかと思います。平成30年度より米の配分がされなくなるということで、ますます競争が激しく、米の販売競争というのは激しくなるとは思いますけども、そういう中で、おいしい米、特色のあるお米ということで、競争を進めれば、米の消費拡大につながるのではないかとということも一縷思っているところでございます。以上でございます。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 農林課長の答弁のとおり、私もそのように感じております。この集落営農、組織的には営農組合という形のもので法人化されたもの、そうしたタイプがあるんで、一様には言われないんですが、共通した課題というのは、やはり高齢化による担い手、多面的機能維持の人的労働不足ですね。そしてあわせて米価の下落と消費の減少、こうした課題があわせ持っていて、今、農業経営が一番大変な時代に入っていると感じざるを得ません。そこで、6月定例会でも質問させていただいたんですが、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの食材提供はGAPの認定がないものは使用されないという、大変大きなこれは課題になると思うんですが、そのときは、町としても、やはりそのGAPの取得推進に支援していくという答弁でした。その具体的な支援策はどういったものがあるんでしょうか。あればお伺いいたします。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） GAP取得へ向けての支援策ということでございますけども、前回の議会においてご答弁させてもらったときには、全体像については、まだつかみ切れてないところがございますので、その後調査を行っております。まず、議員ご案内のとおり、東京オリンピック・パラリンピックにおいては、食材については、グローバルGAP、ジャパンGAP等が必要であるということでございます。しかしながら、そのときもご答弁申し上げましたように、取得に当たっては、個人で50万程度、団体でしたら、1人当たりは少なくなるんですけども、かなりの金額がいるということでございますので、支援ということになりますと、そこらの支援になるんですけども、果たして経営上そこで有利なことがあるかどうか、これについて、まだ疑義もございます。引き続き研究をそこらについては関係機関と連携して、引き続き研究をしてまいりたいと思います。その結果で支援するかどうかについては、もう一度考えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 確かにジャパンGAPとグローバルGAP、2種類がメインで行われるんだと思うんですが、農業新聞なんか見ると、ジャパンGAPの取得の指導料、これでも最低でも約25万、グローバルGAPの指導料については、さらに35万ぐらいかかるんだろうと言われる。そうした指導を受けた上で資格をとる、さらにお金がかかる。そのメリットが本当にあるかどうかというのは、しっかり見きわめていただきたいと思います。JAさんもこのGAPについては、しっかり研究して指導、ある県なんかはもう全面的に取得目指してやってるという県もあります。これは本当、将来に向けて、これをとらんと売り物にならんというような時代が来たら大変だと思うんですよ。ここら辺はしっかり研究していただきたいと思います。次に、水稻の生産、米づくりにおいては、畦畔のり面の管理労力は、これ統計上含まれていないと言われております。これは隠れた経費と言われております。そうした意味の畦畔管理、また有害鳥獣対策に対する新たな対策とか支援策、そういったもの私は必要になってくると思うんですが、先ほど浜田議員の質問にも答弁がありました。改めてお聞きいたします。

- 議長（伊藤久幸） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 有害鳥獣対策、畦畔管理の新たな対策はということのご質問でございます。議員ご質問のとおり、高齢化が進みまして、畦畔率の高い中山間地域である本町においては、畦畔管理は大きな課題の一つとなっております。町内においては、これらの畦畔管理に対してカバープランツ、防草シート、抑草剤など、中山間地域直接支払交付金及び多面的機能支払交付金など活用して取り組んでおられます。ご質問の新たな対策でございますけれども、現時点で効果的かつ経済的なもの、一番経済的なものとかいうのは把握はしておりません。今後、研究開発機関等により新たな情報が得られれば研修会等で情報提供をさせていただきたいというふうに考えております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 宮本議員。
- 7番（宮本裕之） そうですね。今までさまざまな畦畔管理の労力、省力化の工法は出てきて取り組んできているんですが、どれも、これが一番だというのはなかなかないし、かといって、20センチ、30センチぐらいで成長止めれるような抑草剤、花なんかにはあるみたいなんです。極めて高価であると。そういうことで、除草剤を有効に活用しながら、年の草刈り回数をいかに減らしていくかというのを私はこれから一番最適に近いんじゃないかと思うんです。新潟とか北陸地方では除草剤を有効に使って、年間1回、多くても2回ぐらいしか草刈りをしないという地域があります。これが果たして、この中山間地域のこの北広島町に合うかどうかはまだ分かりません。きょう、この後、JAの全農の除草剤の担当者が訪れて、その説明を受けることになっております。農林課の担当の方1人ぐらいはおいでいただいて説明を受けてもらいたいと思うんですが、どうでしょうか。
- 議長（伊藤久幸） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 抑草剤につきましては、確かに高価なところがございます。議員おっしゃられるように、組み合わせで一番コストが少なくて済むような方法もあるかと思っております。これらについては今後の研究課題にさせていただきたいと思っております。研修会の件については、私、直接は聞いておりませんので、帰って担当者のほうに聞きまして、また、参加できるのであれば参加させたいというふうに思っております。以上です。
- 議長（伊藤久幸） 宮本議員。
- 7番（宮本裕之） 昨年、産業建設常任委員会は32法人、町内の、アンケート調査をいたしました。その中で、畦畔の草刈り回数は、一番多いところで5回、少ないところで1.5回、1.5回というのは、2年にわたって3回ぐらいしかしないという法人もあります。平均すると約3.2回になっております。その草刈りに係る費用、一番かけている法人は300万円です。平均168万円という数字が出ております。いかにこの畦畔管理に労働力、お金がかかっているかという、加えて、この有害鳥獣対策にも費用がかかります。これからの農業、農業だけじゃないかもしれませんが、果実、畑、水田、何にしても草との闘いですよ。雑草との闘い。これに消費することは極めて難しいんですが、やはりここを労力軽減することについては研究を、町も研究しながら、いかに、楽をするといえば横着なんです。お金もかかる、労力も、高齢化でとても草刈りはできない時代になります。外国人労働力に頼る時代が来るかもしれません。本当にそこら辺は考えていただきたいと思っております。最後になるんですが、そうした問題、担い手対策も含めて集落法人、集落営農、皆高齢化です。集落法人32の平均、組合長の平均年齢、昨年64.5歳だったです。これは割と、私は若いほうかなと思っております。一番高齢な方で80

歳です。若い人が39歳。そうしたときに、いずれこの集落法人、タイプは2通りあると思うんです。全戸参加型のいわゆるぐるみ型というタイプと、後継者を育てながら経営していくオペレーター型、この2種類あるんですが、大半はぐるみ型ですね、町内は。そうすると、経営トップが年をとると、次なるリーダーが出てこなくちゃいけないし、担い手がなくなると。恐らく集落法人で、もう5年、10年したら、うちの法人どうなるか分からないというところも出てくる。そうしたときに、やはり統合合併、ある地域、例えば芸北地域は、芸北地域で一つの株式会社を立ち上げて、その中で2段階、2階建てですね。株式会社の下に各集落法人が協力して、地域の農地を守っていくという、こういったスタイルが必要だと私は将来思っております。そういった点については、農林課長どのようにお考えでしょうか。

○議長（伊藤久幸） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 現在、町内には農業集落法人が32法人設立をされております。議員ご案内のとおり、各法人においても高齢化に伴うリーダー不足、あるいは担い手不足ということが懸念されているところでございます。県内の各地域の法人も同様な課題を抱えていると思っております。先般、世羅町において6つの農業生産集落法人が新たな株式会社を設立され、約400haの農地を集積し、生産や資材購入の効率化、園芸作物の栽培により、新たな雇用を創出し、地域農業の担い手の確保について取り組むというふうな情報もありました。本町においても、現在、各旧町単位で設立を進めております担い手ネットワーク協議会の中において、集落法人及び大型農家との担い手間連携等によりまして検討を行い、合併も含め、また、先ほどのご案内にあった2階建ても含めて、担い手確保に向けて、問題解決に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） 宮本議員。

○7番（宮本裕之） 大変農林課長、前向きな答弁をいただきました。同僚議員の質問、昨日、本町の耕作放棄地が今262haだと言われました。これ全国が5年前は37万haで、埼玉県1県分ぐらいの広さだったのが今42万haを超えています。これは富山県1県分の面積に匹敵するわけです。そうすると、これもうどんどんどんどん日本の唯一のエネルギー生産産業である農業がどんどんどんどん衰退していく。やはり工業国で、エネルギーを消費する国でもあるんですが、それをまた売る国でもあるんですが、将来生きていくために必要な食糧が、広島県においては23%ぐらいなカロリーベースの生産がしてないという、何とか北広島町が頑張っていかなければならないと私は思っております。うれしい話に、2016年の農業就農者が49歳以下が2万人を超えております。3年連続だということです。どんどんどんどんこうやって、新規就農者も法人経営者の中で受け入れるような体制、育てていけるような体制をしていく必要があると思うので、町長、最後に農業の将来展望について、こうあるべきだということをお伺いさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（伊藤久幸） 町長。

○町長（箕野博司） 先ほど担当課長のほうから説明申し上げましたとおり、今、旧町単位で、かなり農業の取り組みも特性があるということで、旧町単位ごとに担い手ネットワーク協議会というものをつくって、これからの農業をどう進めていくか、農地をどう守っていくか、こういったことを中心にいろんな協議をさせていただいております。それぞれ課題が違うところもありますけども、行政も一緒になって、その課題解決に向け、取り組んでいかなければならないというふうに思っております。来年度から転作といいますか、そういった制度、国からの指示と



いうものがなくなるというような話やら、補助金も減ってくるというような状況もあります。耕作放棄地がこれ以上出ないように、いろんな知恵を出して取り組んでいかなければならないと思っております。あまり猶予がない中でありますけども、だからこそ皆さんも危機感を持っていただいて、一緒に取り組んでいければというふうに考えております。

○議長（伊藤久幸） これで宮本議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案の訂正について

日程第3 議案の訂正について

○議長（伊藤久幸） 日程第2、議案の訂正について及び日程第3、議案の訂正についての2件を一括議題とします。以上2件について説明を求めます。箕野町長。

○町長（箕野博司） それでは、議案の訂正について概要を説明します。議案集の26ページとあわせて別に配布しております9月11日付の訂正申出書正誤表をご覧いただきたいと思っております。議案第87号について、改正する条文について誤りがあったため、本案を訂正するものであります。続きまして、議案第86号及び87号の訂正について概要を説明します。議案集の18ページと、別にお配りをしております9月12日付訂正申出書をご覧いただきたいと思っております。議案第86号について改正する条例番号について誤りがありました。本案を訂正するものでございます。次に、議案集26ページと、同じく先ほどの訂正申出書をご覧いただきたいと思っております。議案第87号について、同じく条例番号の誤りのため、本案を訂正するものであります。以上、詳細については担当から説明を申し上げます。

○議長（伊藤久幸） 福祉課長。

○福祉課長（清見宣正） 議案第87号、北広島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の訂正について、福祉課からご説明いたします。第1条中の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の次に（平成26年内閣府令第39号）を挿入する改正条文としておりましたが、誤りでございました。正しくは、第1条の改正はありませんので、正誤表の正のとおり、空白とさせていただきます。以上、訂正後でのご審議よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤久幸） 総務課長。

○総務課長（古川達也） それでは、日程3の議案の訂正について、総務課のほうから説明をさせていただきます。本議会におきまして、条例改正議案2件を提案をしております。その際、条例番号を本来ならば、北広島町条例第30号、第31号と付すべきところを29、30と誤って付してしまいました。正しくは、議案第86号が北広島町条例第30号、議案第87号が北広島町条例第31号でございます。まことに申し訳ございませんでした。訂正をよろしく願いをいたします。

○議長（伊藤久幸） これをもって日程第2及び日程第3の議案の訂正の説明を終わります。お諮りします。ただいまの説明のとおり、日程第2、議案の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、日程第2、議案の訂正についてを許可する

ことに決定しました。お諮りします。ただいまの説明のとおり、日程第3、議案の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

○議長（伊藤久幸） ご異議なしと認めます。従って、日程第3、議案の訂正についてを許可することに決定しました。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。これで散会いたします。次の本会議は27日、議案の審議、採決となっていますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 29分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~